

申8号「2018年10月運用改正」に関する緊急申し入れ(第1回交渉) その2

第3項 常磐線特急列車の車掌乗務体制の見直しについては、車内秩序を維持しお客様の安全を確保すると共に、車内巡回の有無により、お客様に不公平感を与えないこと。

- A(会社)**・お客様に不公平感を与えない具体的な対策は「新着席サービスの定着に向け引き続きお客様案内を継続して取り組む」「特別改札をつける」その2点が現段階での考えだ。
- Q(組合)**・料金遁脱は仕方ないと言われたがコンプライアンス上問題ではないか。
- A**・容認するわけではない。最大限努力してもらい回りきれない場合もあるかもしれないが、コンプライアンス上の責任があるとまでは捉えていない。
- Q**・現場は真面目に対応している。倫理観が失われる。変化していく中の、まだまだ過渡期である。**発生する問題の解消に向けて労使で議論が必要だ!**
- A**・提起があれば応えていきたい。**確認!**
- Q**・車内秩序の維持という職務を全うできるような環境・体制含めて確保すべきだ!
- A**・各地方でも業務量を見ている。**会社として取り組んでいく。確認!**
- Q**・「車掌作業標準」に「深夜帯は巡回を頻繁に行い、車内の安全保持に努める」と明文化されている。一人乗務では頻繁に行えなくなり問題ではないか。
- A**・問題はない。車内秩序の維持のために最大限巡回してもらうのが条文の内容だ。
- Q**・オリンピック・パラリンピックを労使で成功に向けて考えなくてはならない。車内秩序の維持は車掌の役割としても大きなもの。あえて深夜帯は頻繁に行うとしたものが出来なくなることは重く受け止めるべきだ!
- A**・その観点では今までと違ったお客様の流れがある。会社全体としてインバウンドのお客様に対してどうするか検討しなければならない。

第4項 常磐線特急列車の中間乗務員室でドア扱いをする目的と概要を明らかにすること。

- ・作業環境の向上が目的である。車内巡回を効率的に実施することが可能になるのがメリット。
- ・デメリットはない。
- ・中間乗務員室でドア扱いが可能な条件は停止位置目標があることが必須。必ずしもITVや発車ベルが必要なわけではない。
- ・柏駅と土浦駅にホームの立ち番はいない。在来線は見通しの良い所はホームの立ち番は不要。新幹線は常時立ち番がいて、ホーム上の安全を駅の社員が確認し安全が確保されているが、新幹線の要件に縛られるものではない。
- ・両数の長さに決まりはない。
- ・車掌の足取りは特に決めていない。
- ・一番後ろに戻れない時に中間乗務員室でドア扱いをするのではなく、戻らないで扱うことができるという考え方。選択肢が増えるということ。
- ・**中間乗務員室は主たる乗務位置ではない。**

4項で終了! 次回は5項から議論します!